平成２４年（フ）第８６７９号
東京都練馬区北町７丁目７－１－201
債務者　水野　芳美
1　決定年月日時　平成24年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月18日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８６８３号
東京都三宅島三宅村阿古700―73
債務者　高橋　茂生
1　決定年月日時　平成24年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月18日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８６８４号
東京都新宿区北新宿１丁目16―22―201
債務者　植田　敏弘
1　決定年月日時　平成24年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月18日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８６８５号
東京都豊島区上池袋１丁目26―11　立花方
債務者　佐藤　重信
1　決定年月日時　平成24年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月18日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８６９１号
東京都板橋区赤塚３丁目37―６―203
債務者　佐藤　文子
1　決定年月日時　平成24年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月18日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８６９２号
千葉県市原市門前２丁目211―36
債務者　塚田　朋美
1　決定年月日時　平成24年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月18日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８６９３号
東京都中央区晴海１丁目６－６－2001
債務者　宮城　庸郎
1　決定年月日時　平成24年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月18日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８７１８号
東京都練馬区南大泉１丁目14―３―105
債務者　福井美智子
1　決定年月日時　平成24年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月18日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８７１９号
東京都福生市牛浜142―７―204
債務者　谷岡　誠
1　決定年月日時　平成24年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月18日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３１９号
神奈川県高座郡寒川町岡田７丁目１番４―206号
債務者　佐古　良一
1　決定年月日時　平成24年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１５３０号
横浜市神奈川区神奈川２丁目４番地７　大倉荘
債務者　海野　明彦
1　決定年月日時　平成24年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３２０号
岡山県玉野市山田3265番地５
債務者　三宅　守
1　決定年月日時　平成24年７月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月27日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３３７号
岡山県備前市福田620番地１　市営住宅Ｆ－35
債務者　杉田　陽一
1　決定年月日時　平成24年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月26日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第６３４２号
東京都港区東麻布２―29―４―1101
債務者　加山　京子（旧姓久保田）
1　決定年月日時　平成24年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月20日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７７５４号
東京都葛飾区西亀有１丁目12―16―110
債務者　片岡　裕一
1　決定年月日時　平成24年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月20日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３２号
長野県北佐久郡御代田町大字塩野4151番地１、住民票上の住所長野県佐久市甲1355番地
債務者　梶原　勝利
1　決定年月日時　平成24年７月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月３日午後１時30分
長野地方裁判所佐久支部